

パートナーシップ・ファミリーシップである二人が利用できる制度

サービス名	内 容	宣誓書受領証または受領カードの提示	担当課
軽自動車税の減免	身体障害者等の送迎に係る軽自動車税減免は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用の有無に関わらず、生計同一又は介護運転者であれば対応可能	不要	税務課
放課後児童クラブ	「児童の保護者」が児童クラブへの入会申込みをするとなっており、利用申し込みできる(従前から生活・居住実態において「保護者」を決定しているため、現行制度でも可能)	不要	子育て支援課
公立保育所・認定こども園の送迎	各園における事前手続きを行ったうえで、送迎することが可能	不要	子育て支援課
公立幼稚園・公立小中学校の送迎	事前手続きを行ったうえで、保護者と同様に送迎が可能。(小中学校は緊急時)	不要	学校教育課
生活保護	パートナーシップ・ファミリーシップ制度が制定される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施	不要	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業	パートナーシップ・ファミリーシップ制度が制定される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施	不要	地域福祉課
三好市災害見舞金の支給	火災等災害による被災者に対して見舞金等を支給する制度。居住実態による世帯を単位として実施しているため、現行制度でも支給可能である。	不要	地域福祉課
市民課本人確認時の権限確認	同住所別世帯の親族と同様にある者として申請が可能	必要	市民課
市営住宅の入居申込	パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある二人を、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。	必要	管理課
〃	市営住宅入居申込書に添付する書類に、入籍していない場合の書類として、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領書」を追加する。	必要	管理課

サービス名	内 容	宣誓書受領証または受領カードの提示	担当課
職員の特別休暇	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った職員は、パートナー及びファミリーシップである子について、配偶者や実子と同様に、婚姻休暇、出産付添休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、介護休暇などの特別休暇を承認する	必要	秘書人事課
互助会給付(一般財団法人徳島県市町村職員互助会)	会員(職員)の法律婚、事実婚、パートナーシップ・ファミリーシップ等を問わず祝金を支給する。(結婚祝金、結婚旅行費用助成)	必要	秘書人事課
三好市高齢者等タクシー利用助成事業	申請登録時において、パートナーシップ・ファミリーシップにある者を同一世帯員、若しくは世帯が異なる親族等と同様の事情の者とし、申請を受付する。	必要	長寿・障害福祉課